

序章

緑の基本計画の基本的事項

1 緑の基本計画策定の目的

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく法定計画で、市・市民・事業者が協力して市内の緑を保全、創出、活用していくために、中長期的な視点で方針や目標、施策を示す、まちづくり計画のひとつであり、都市公園の整備・管理方針のほか、緑地の保全や緑化の推進に関する事項等、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等、都市計画制度によらない施策を体系的に位置づけた緑に関する総合的な計画です。

(2) 計画策定の目的・背景

① 計画策定の目的

本市では、平成12年に合併前の印西市及び印旛村で緑の基本計画を策定し、令和2年度に計画の目標年次を迎えるとともに、緑を取り巻く社会情勢の変化や国の新たな取組方針が示される中、市内のまちづくりの進展等の変化を踏まえた緑に関する施策を推進していくため、「印西市緑の基本計画」を策定しました。

② 計画策定の背景

ア 社会情勢の変化や国の取組方針

現在、我が国では急激な人口の減少が見込まれており、さらに、少子高齢化の進行等に伴う国民の生活様式やニーズの多様化等、社会情勢が大きく変化しています。

公園や緑地に関する施策の動向をみると、平成29年に都市緑地法や都市公園法等が改正され、Park-PFI等の公園への民間活力の導入や緑・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、新たな公園や緑地の整備・創出から、緑地の保全・活用や、既存の公園の維持管理の充実等へと移行しています。こうした情勢の変化に伴い、市町村が策定する緑の基本計画において、都市公園の管理の方針を定めるとともに、都市農地を緑地として位置づけることとされました。

また、生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、我が国を含む世界各国で様々な取組が進められている中、都市における生物多様性に対しても注目が高まっています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることとされました。（国では、平成30年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定）

近年では、平成27年の国連サミットで採択された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への取組のほか、ヒートアイランド現象や近年頻発している異常気象によって引き起こされる土砂崩れ等の自然災害に対し、自然環境が有する多様な機能（斜面林の保全によるがけ崩れの防止、樹林地や農地が持つ雨水の調整機能による洪水の発生抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりの一助となるグリーンインフラの機能が見直されてきています。

また、自然災害と異なる新たな脅威である新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ステイホームによる運動不足やストレス等の解消に向けて公園や自然環境等の屋外での活動が見直されてきています。

イ 本市のまちづくりの進展等の変化

本市は、平成22年3月に印西市、印旛村及び本埜村が合併して現在の印西市となりました。市内では、千葉ニュータウンの整備によって新たなまちづくりが進められ、人口は年々増加し、平成30年5月に10万人を超えました。また、千葉ニュータウン等の市街地においては、都市部の緑として都市公園をはじめ、街路樹や公共施設内の緑化等によって計画的に緑が創出されています。一方、郊外においては、水辺から連なる広大な農地や丘陵地を形成する斜面林等の里山が豊かな緑地を形成しています。

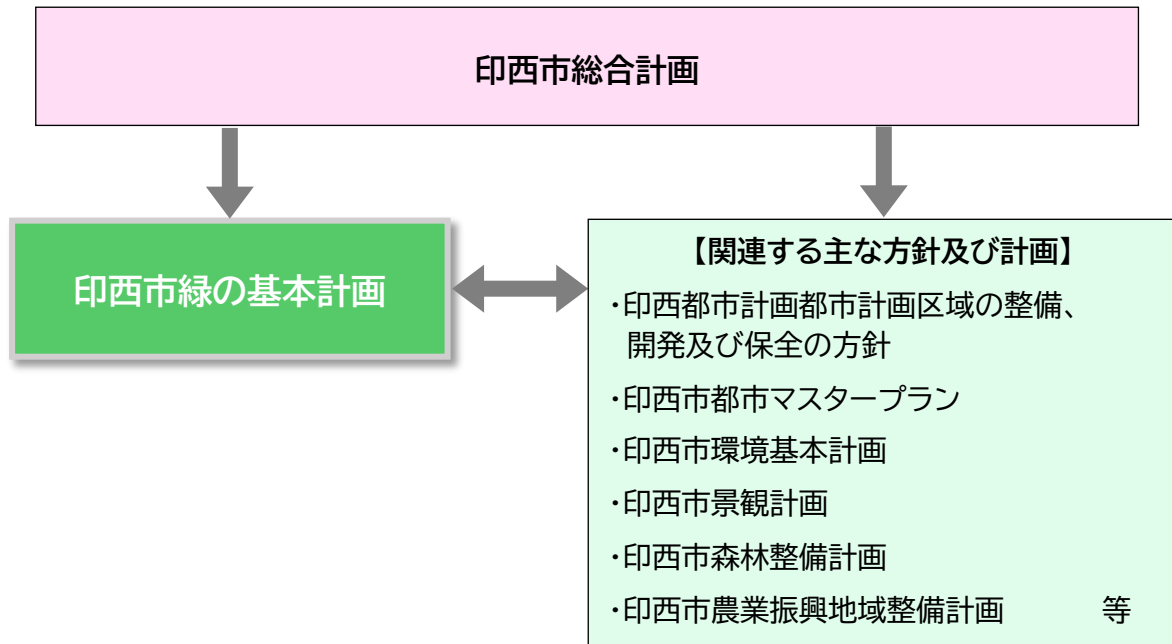
しかし、本市でもこれまでの人口増加の傾向から、少子高齢化による人口減少傾向へ転じることが推計されている中で、緑のあり方も現状に沿った検討を行っていくことが必要です。

このような本市の現状を踏まえ、市民と緑が共生するまちづくりを推進するため、新たな将来像とそれを実現するための施策を緑の基本計画に取りまとめていくことが必要になります。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「印西市緑の基本計画」は、「印西市総合計画」を上位計画とし、「印西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」・「印西市都市マスタープラン」・「印西市環境基本計画」・「印西市景観計画」等の関連する方針や計画と整合を図ります。



(2) 計画期間と目標年次

「印西市緑の基本計画」は、令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間とし、目標年次を令和22年度とします。

また、令和3年度から10年後の令和12年度を中間年次とします。



3 緑の位置づけ

(1) 本計画で対象とする緑

本計画では、都市公園や広場、街路樹、公共・民間施設の植栽、樹林地、農地、草地、河川、個人の庭など市内のあらゆる緑を対象とします。

対象となる市内の代表的な緑



松山下公園



牧の原公園



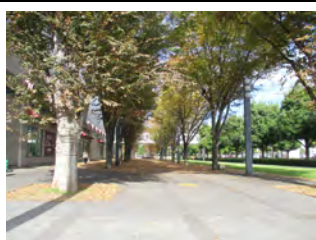
木下交流の杜広場



草深ふるさと農園



草深の森



街路樹



学校の花壇



吉高の大桜



小林牧場



結縁寺



農地



樹林地



印旛沼



利根川



調節池



県立印旛手賀自然公園

(2) 緑が有する主な機能

緑は多様な機能を有しており、我々の暮らしに潤いと安らぎを与えてくれます。特に現代においては、次の5つの機能が期待されています。

環境保全機能

環境

緑は、二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収することで、地球温暖化を抑制するとともに、緑陰に冷気をためることで、ヒートアイランド現象を緩和する機能が期待されています。

また、汚染物質の吸収・吸着による大気の浄化や騒音・振動の緩和等、人と自然が共生する都市環境を形成する機能があります。



レクリエーション機能

レクリエーション

公園等の緑地は、日常的なレクリエーションの場としての活用とともに、身近な自然等とのふれあいの場を形成する機能を有しています。

また、地域の交流や休息・憩い、健康の維持増進を図る機能があります。



防災機能

防災

樹林地や農地は、雨水の調整機能による土砂災害や洪水の発生抑制等、グリーンインフラとしての機能も期待されています。

また、公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所や災害救護活動の拠点となり、都市の防災性を向上させる機能があります。

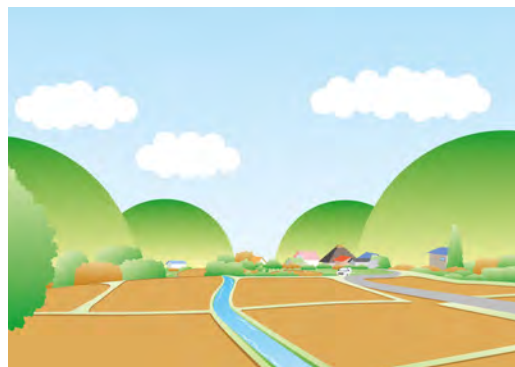


景観

景観形成機能

花や草木のほか、まとまりのある緑地は、四季の変化を実感することができ、都市に潤いと安らぎを与えています。

また、利根川や手賀沼、印旛沼等の河川、その周辺の斜面林や谷津田等から形成される里山景観は、本市の特徴的な景観となっています。



生物多様性

生物多様性確保機能

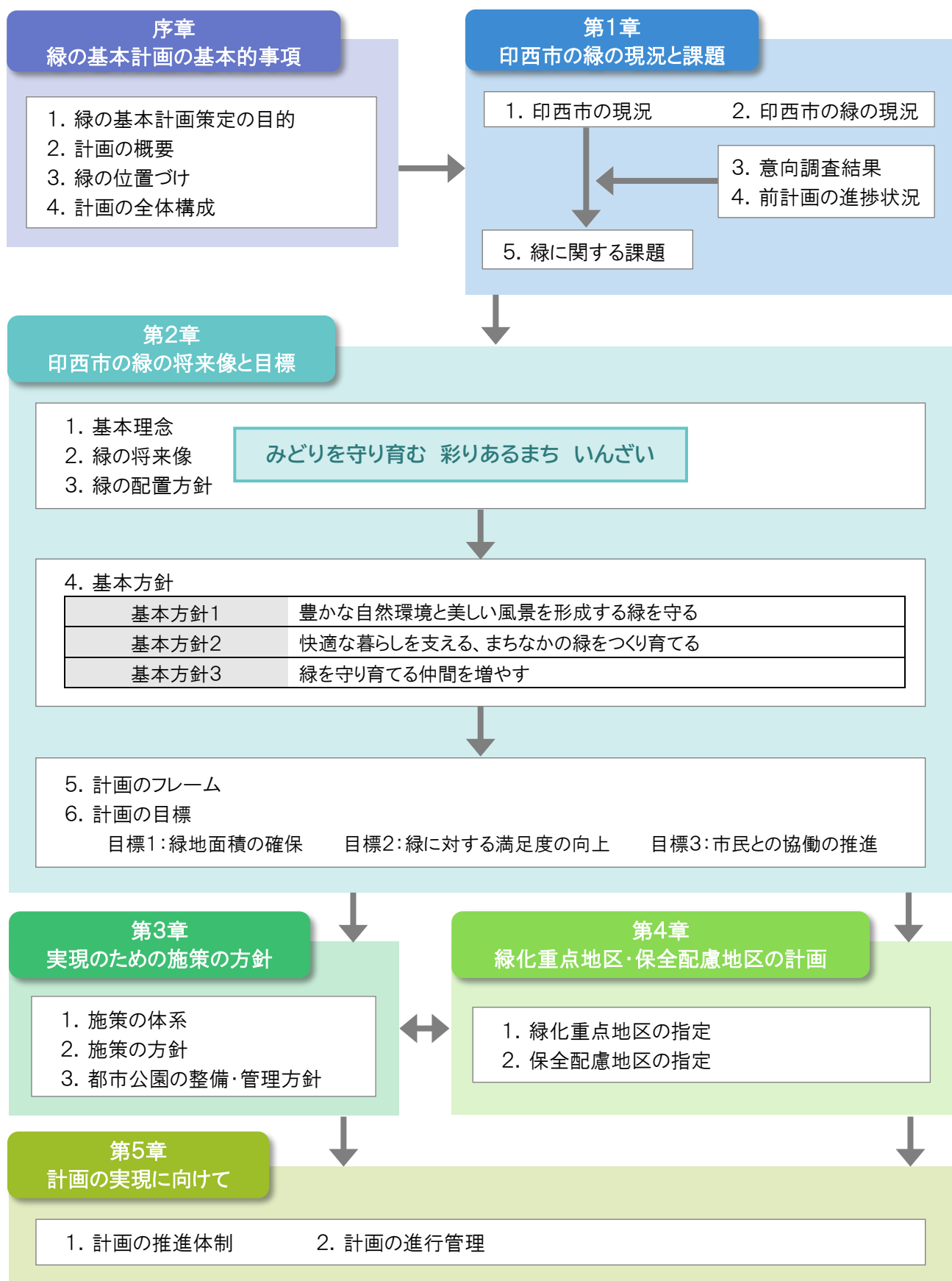
緑は、多様な生物の生息・生育環境を形成し、生物多様性の機能維持に重要な役割を果たしています。

また、公園や河川、街路樹等の緑のネットワークを形成することで、生物の移動空間が担保されます。

生物多様性の確保により、水や大気の浄化のほか、自然環境を対象とした環境教育の場の提供、地域への愛着醸成への寄与等の恩恵がもたらされます。



4 計画の全体構成



序章 緑の基本計画の基本的事項

第1章 印西市の緑の現況と課題

第2章 印西市の緑の将来像と目標

第3章 実現のための施策の方針

第4章 緑化重点地区・保全配慮地区の計画

第5章 計画の実現に向けて